

キャナルタウン広場に係る貸付規程

令和 7 年 3 月 1 日

神戸市都市局

(目的)

第1条 この規程は、キャナルタウン広場(以下「広場」という。)の貸付けに係る基準を定めることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この規程の対象となる広場の範囲は、別図ー1のとおり、面積約1,500㎡とする。ただし、歩行者や駐輪場利用者の動線を大きく妨げることがないように留意すること。

2 原則、水盤エリアの占有使用はできない。ただし他の利用者や周辺地域に影響のない範囲で、神戸市の承諾が得られた場合はその限りではない。

(広場の貸付)

第3条 広場を貸し付ける対象は次条に基づきキャナルタウン広場貸付申込書(様式1)(以下「申込書」という。)を神戸市に提出し、承諾を受けた者とする。

(貸付申込み)

第4条 広場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、申込書を神戸市に提出し、承諾を受けなければならない。

2 申込書の提出は、使用月の6か月前の月の20日までに行う。ただし、使用月の6か月前の月の20日を過ぎても申込書の提出がない場合は、使用日の10日前まで申請を受け付ける。

(貸付承諾)

第5条 貸付けを承諾するに当たっては、申込書を審査し、その使用を承諾する場合は、キャナルタウン広場貸付承諾書(様式2)(以下「承諾書」という。)を発行する。

2 前項の承諾に当たっては、管理上必要な条件を付すことができる。

3 次の各号の一に該当すると認めるときは、第1項の承諾は行わない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 広場を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 公衆の広場の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団及び暴力団員の関与があると認められるとき。

(使用日)

第6条 広場は、原則2日を超えて引き続き使用することができない。ただし、他の使用者や周辺地域に影響のない範囲で、神戸市の承諾が得られた場合はその限りではない。

(使用時間)

第7条 広場の使用時間は、午前8時から午後8時までとする(撤去は午後9時まで可能)。ただし、他の使用者や周辺地域に影響のない範囲で、神戸市の承諾が得られた場合はその限りではない。

(優先順位)

第8条 使用月の6か月前の月の20日までに、同一使用日の申込みが2以上あった場合は、申込書受付順に関係なく、下記の優先順位に基づいて使用者を決定する。

- (1) 第1順位：公共団体又は教育機関等が行う公益上必要な使用
- (2) 第2順位：神戸市内の地域団体が地域のにぎわいに資する使用
- (3) 第3順位：前各号以外の申込者

2 前項において、同一優先順位の申込みが2以上あった場合、抽選により使用者を決定する。

3 使用月の6か月前の月の20日を過ぎても申込書の提出がない場合は、申請順により使用者を決定する。

(使用者の行為の禁止)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (2) 施設及び周辺施設を損傷し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 公衆の利用に支障を及ぼすおそれのある行為
- (4) 承認を得ずに、車両を乗り入れ、又は留め置く行為
- (5) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (6) 火災、爆発、その他危険を生ずるおそれのある行為
- (7) 騒音や大声を発する等、公衆の迷惑になるおそれのある行為
- (8) 政治団体、宗教団体等による集会等（通行等に支障のない政治目的の演説等は除く）
- (9) その他、広場の管理に支障がある行為

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、広場の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広場を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 使用に伴い必要な関係者の承認、許可等は、全て使用者が自己の責任にて取得しなければならない。あわせて、夜間利用（午後5時～8時）する場合は、神戸市と協議のうえ、神戸市が必要と判断した場合は周辺地域への周知を十分に行うこと。
- (3) 公衆の通行の妨げにならないように、必要な措置を講じなければならない。特に、夜間（午後5時～8時）は転倒防止に十分配慮すること。
- (4) 音出しを伴うイベント等では、ステージや音響機材の配置、音質・音量などは周辺地域に配慮して調整しなければならない。また、事前に神戸市と協議を行わなければならない。
- (5) 使用の中止、又は使用内容を変更する場合は、速やかに神戸市に届け出て、承諾を得なければならない。
- (6) 使用中は、必ず承諾書を携帯し、神戸市が提示を求めたときは提示しなければならない。
- (7) 使用中は、承諾書に記載した責任者等を配置して、安全確保に努めなければならない。
- (8) 使用中、施設を汚損し、又は損傷したときは、直ちに神戸市に届け出て、神戸市の定める損害額を賠償しなければならない。
- (9) 使用中、第三者に損害を与えたとき、又は第三者との紛争等を生じたときは、全て使用者の責任と費用負担で解決しなければならない。
- (10) 使用中、神戸市は、使用区域に立ち入ることができるものとし、使用者はこれに応じなければならない。

- (11) 使用満了の時点、又は承諾の取消しがあったときは、直ちに原状に回復し、神戸市の検査及び指示を受けなければならない。
- (12) 使用後は直ちに跡片付けをし、使用した広場の範囲内のゴミは処理し、広場の環境保全に協力しなければならない。
- (13) 承諾により得た権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (14) 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、業務を容認してもらうことや業務に関して紛争を解決、鎮圧してもらうことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。また、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。
- (15) その他使用に当たっては、全て神戸市の指示に従わなければならない。

(承諾の取消し)

第11条 次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、いつでも広場の貸付承諾を取り消し、もしくは承諾条件を変更し、又は必要な措置を使用者に命じることができる。

- (1) 公用、公共用又は公益事業の用に供する必要があると認めた場合
- (2) この規程、又は神戸市の指示に違反したと認められる場合
- (3) 承諾に付した条件に違反した場合
- (4) 違法、不正な手段により承諾を受けた場合

(貸付料)

第12条 使用者は、別表に定める貸付料を納入しなければならない。

- 2 使用者は、使用日の3日前までに、前項の貸付料を前納しなければならない。
- 3 別表に基づき貸付料を減免する場合、使用者は減免申請書（様式3）を申込書と同時に提出しなければならない。
- 4 既納の貸付料は還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、返還する。
 - (1) 雨天等により、広場を使用することができなくなったとき。
 - (2) 前条第1項第1号の規程により、貸付承諾を取り消したとき。
 - (3) その他都市局長が、還付することが適切と認めたとき。

(補足)

第13条 この規程に定めるもののほか、広場の使用に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 第6条、第7条及び第8条の規程は、1月に行われる「十日戎大祭」においては適用しない。

(施行日)

第14条 この規程は、令和7年3月1日から施行する。

- 2 この規程運用の際、改正前の規程により、貸付申込み、又は貸付承諾を受けている使用者については、改正前の規程により貸付承諾する。ただし、神戸市が必要と判断した場合、協議のうえ改正後の規定を遵守すること。

(別表 キャナルタウン広場貸付料)

ブロック数 ※1	面積 (㎡)	1 日 ※2	半日 (5 時間)
全面	1,500	35,100	19,500
24	1,350	32,400	18,000
20	1,125	27,000	15,000
16	900	21,600	12,000
12	675	16,200	9,000
8	450	10,800	6,000
4	225	5,400	3,000

※1 ブロックとは約7.5m×約7.5mごとにある白タイルを4角とした升目とします

※2 第7条で認めた使用時間

(備考)

下記の使用については、貸付料の減免を行う。

- (1) 公共団体又は教育機関等が公益上必要な目的で使用する場合 …貸付料の免除
- (2) 神戸市内の地域団体・個人が地域のにぎわいを目的として使用する場合 …貸付料の免除
- (3) 神戸市内の地域団体・個人が使用する場合 …貸付料の1/2減免
- (4) 上記の(1)から(3)以外の団体が平日に使用する場合…貸付料の1/2減免
- (5) その他、減免・免除することが必要と都市局長が認めた場合

別図一 1 (貸付可能範囲：赤枠線内) (水盤エリア：青枠線内)

